

株式会社を前提とする中小法人の解説

～中小法人と中小企業者の範囲を整理することを目的として～

1 はじめに

平成 31 年度税制改正で中小企業向けの租税特別措置の適用対象法人である中小企業者の範囲が狭まる改正が行われる見込みであることから、以前、弊所 HP にて、現行法と改正後の場合における中小企業者についての解説を行った¹。

この中小企業向けの租税特別措置とは、中小企業の設備投資の促進といった特定の政策目的から特別償却や特別税額控除を認める特例であるが、この特例とは別に、中小企業の脆弱な資金調達能力や零細な事業規模に対する政策的な配慮から、いわゆる中小法人を適用対象法人とする特例措置²が設けられている。この中小法人と中小企業者の範囲は異なっており、それぞれの法人の範囲を整理することは、実務上、有益と考える。

本稿では、株式会社を前提とする中小法人を図表を交えて解説することとする。

2 中小法人

中小法人とは、資本金の額が 1 億円以下であるものをいうとされている(法法 66②他)。ただし、次に掲げる法人に該当するものは除かれている(法法 66⑥二イ、三)。

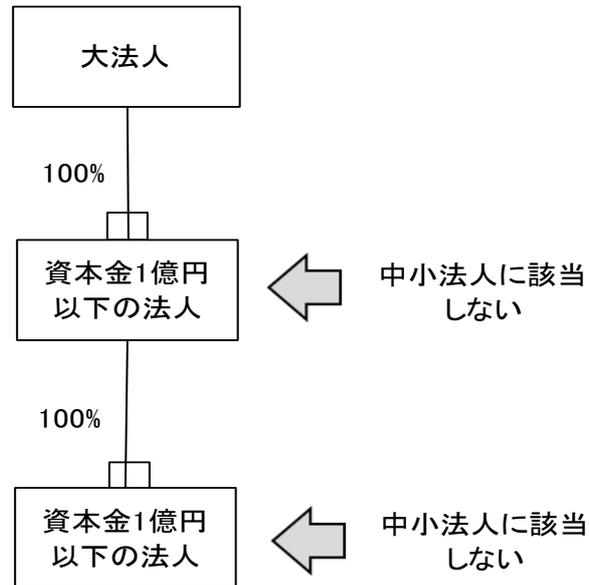
- ① 大法人(資本金の額が 5 億円以上である法人をいう。以下、同じ。)との間にその大法人による完全支配関係(一の者が法人の発行済株式(その法人が有する自己の株式を除く。)の全部を直接若しくは間接に保有する関係として一定の関係をいう(法法 2 十二の七の六)。以下、同じ。)がある法人
- ② 法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその法人(①の法人を除く。)

¹ 中村慈美税理士事務所 HP「平成 31 年度税制改正における中小企業者の改正の解説～株式会社を前提として～」(2018 年 12 月 28 日)。

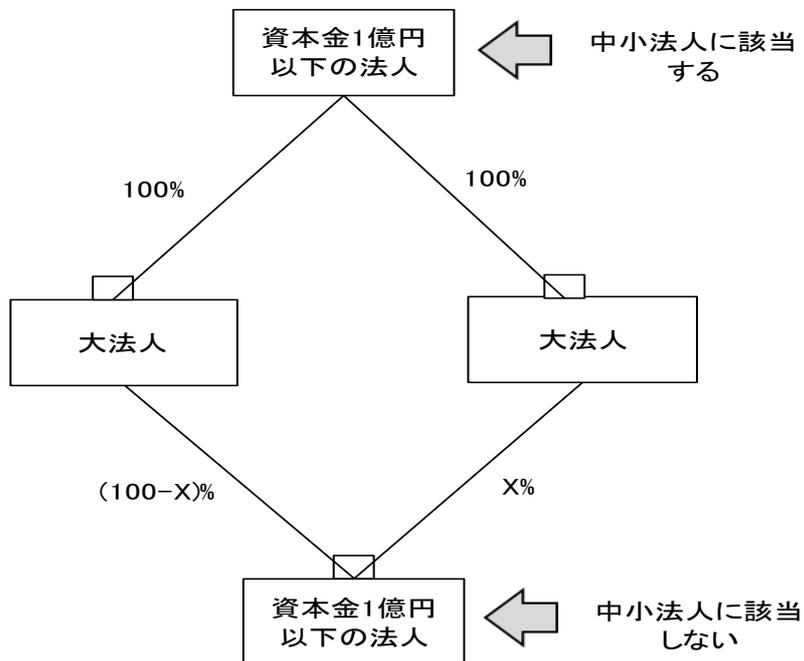
² 中小法人を適用対象法人とする特例措置とは、軽減税率の特例(法法 66②、措法 42 の 3 の 2 ①)、特定同族会社の特別税率(いわゆる留保金課税)の不適用(法法 67)や交際費等の損金不算入制度における定額控除制度(措法 61 の 4①②)などの制度があげられる。

軽減税率の特例とは、平成 24 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の所得の金額のうち 800 万円以下の金額については、法人税率が 15%とされる制度であるが、平成 31 年度税制改正で、適用期限が 2 年延長され(財務省「平成 31 年度税制改正の大綱」47 頁(2018 年 12 月 21 日))、適用対象法人から適用除外事業者に該当する法人が除かれることが見込まれる(ニュース PRO【1725】(2019 年 1 月 24 日))

〈①に該当する法人の例示〉



〈②に該当する法人の例示〉



中小法人から除かれる法人は、大法人による完全支配関係がある法人とされているため、大法人に発行済株式の全部を間接的に保有されている法人も中小法人に該当しないことになる。

3 おわりに

平成 31 年度税制改正で、大法人に発行済株式の全部を間接的に保有されている法人も中小企業者に該当しないこととされる改正が見込まれているが、この改正は、大法人に発行済株式の全部を間接的に保有されている法人が中小法人から除かれていることとの整合性を図るために行われるものとも考えられる。

中村 慈美 税 理 士 事 務 所

所長税理士 中村 慈美 税理士 松本 博帝 客員税理士 小松 誠志
 〒 100-0004
 所在地 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー6F
 TEL 03-6268-0462(代表) / FAX 03-6268-0463
 e-mail info@nakayoshi-tax.com
 事務所 HP <http://www.nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M&A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスをを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスをを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税 / 仮装の事実がないと認定した事例 平成16年5月19日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成21年3月31日回答 他
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成、ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件(申立審(東京地方裁判所)) 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」(商事法務)に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出までを行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。